

件名	愛媛県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>国の平成25年度補正予算により、事業の実施期限が1年延長されたことに伴い、基金の設置期限を延長するための改正</p> <p>○附則第2項の改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 2px 10px; display: inline-block;">(改正) 平成27年3月31日</div> </div>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>基金を活用して実施する事業内容（負担割合 国（基金）10/10）</p> <p>国の「地域自殺対策緊急強化交付金」を活用した基金により、「地域における自殺対策力」を緊急に強化するため、以下のような取組を実施</p> <p>1 県実施事業</p> <p>①相談支援等強化事業 &lt;民間へ委託&gt;</p> <p>民間のノウハウを活用し、以下の事業メニューの実施を委託する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対面型相談支援事業</li> <li>○電話相談支援事業</li> <li>○人材養成事業</li> <li>○普及啓発事業</li> <li>○強化モデル事業</li> </ul> <p>②普及啓発強化事業</p> <p>自殺予防週間（9/10～16）を中心に普及啓発を図る。</p> <p>③強化モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町が実施する事業の支援</li> <li>○地域うつ病等支援連携体制強化事業</li> <li>○若者に対する自殺予防対策モデル事業</li> </ul> <p>2 市町補助事業</p> <p>自殺対策事業を実施する市町に対し補助する。</p>	